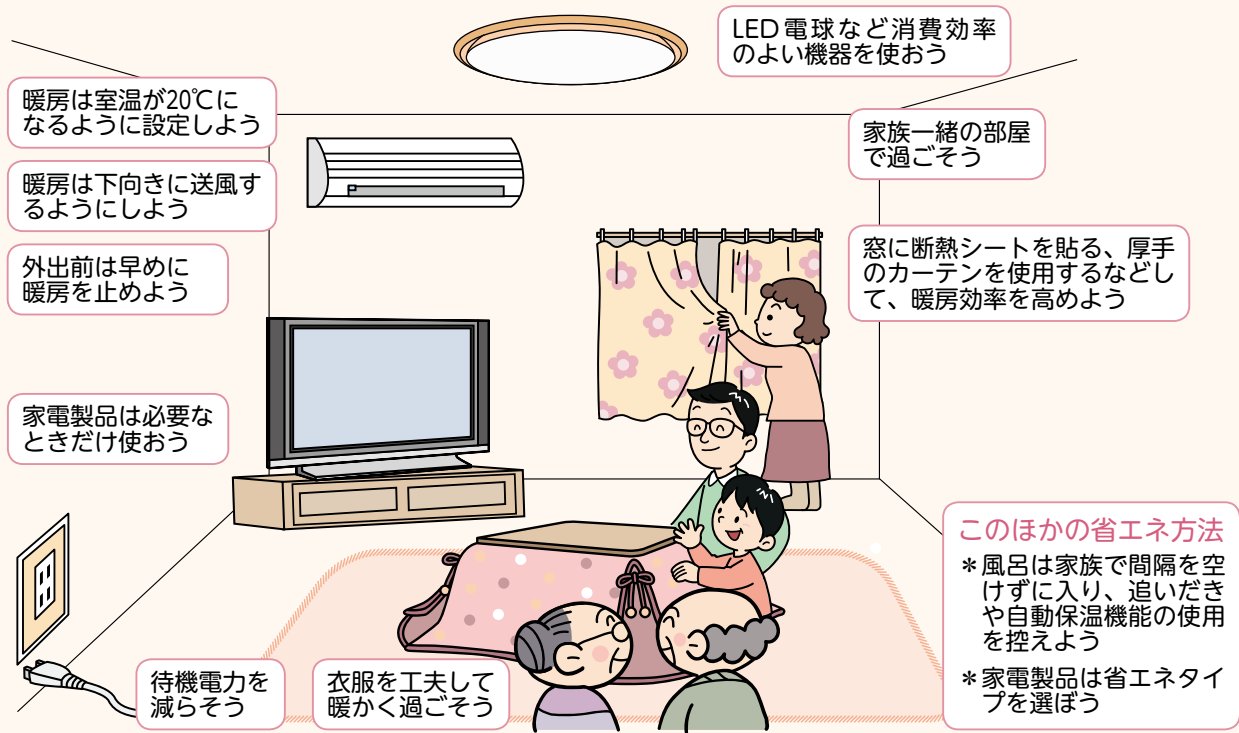




# 冬の省エネにご協力を



市は、地球にかかる負担の少ないまちを目指し、市全体で排出される温室効果ガスを、平成2年度の排出量を基準に、令和3年度までに15%削減することを目標としています。家庭のエネルギー消費量は、夏季よりも冬季が高い傾向にあります。一人ひとりの取り組みが大きな力となりますので、冬の省エネにご協力をお願いします。☆詳しくは、環境課計画推進係へ。



## 国民年金のお知らせ

### ◎20歳になったら国民年金に加入

国内に住所がある20～59歳の方は加入が義務付けられており、20歳になると、日本年金機構から「年金手帳」、「国民年金保険料納付書」が送付されます(厚生年金や共済組合の加入者とその配偶者を除く)。

令和2年度の保険料は月額1万6540円です。

納め忘れがあると受給額が減額されますので注意してください。経済的な理由で保険料の納付が困難な方には、納付の免除(全部または一部)・猶予制度があります。また、学生で納付できない方には、納付が猶予される学生納付特例制度があります。希望する方は、市役所年金係または東部出張所で申請してください(いずれも所得制限あり)。

☆詳しくは、年金係へ。

### ◎障害のある方には

20歳になる前の病気やけがが原因で、20歳に達したときに一定程度の障害のある方は、請求により障害基礎年金が受けられます。

なお、本人に所得があるときは、その金額に応じて支給が制限される場合があります。

☆詳しくは、年金係へ。

### ◎老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付

日本年金機構から、令和2年中の年金の支払総額や源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。所得税や市・都民税の申告をする際に必要ですので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

☆詳しくは、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

### ◎国民年金保険料収納業務の民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方への電話・文書・戸別訪問による納付案内や保険料の収納業務について、次の民間事業者に委託しています。

◇事業者 日立トリプルウィン・N  
T T印刷共同企業体 ☎0120-211-231

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。